

公益財団法人 乙卯研究所 公的研究費研究不正防止計画

平成19年2月15日付（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公益財団法人 乙卯研究所（以下、「当研究所」という。）における、公的研究費を活用した研究活動の不正行為を防止し、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、次のとおり、不正防止に関する計画を策定する。

区分	不正発生リスク	防止対策
1. 責任体制の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・責任体制が不明確のため、不正防止対策や不祥事発生時に的確かつ迅速な対策が実施できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当研究所内における最高管理責任者・統括管理責任者とその責任範囲・権限について、説明会等やホームページ上での公開等により、その周知徹底を図る。 ・最高管理責任者は理事会で不正防止対策の審議を主導する。 ・統括管理責任者はコンプライアンス教育や啓発活動を通じて所員の意識の向上と浸透を促す。 ・監事は不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。
2. 公的研究費の適正な運営・管理のための基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の使用ルールが遵守されていない。 ・公的研究費の使用ルールと実態が乖離している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用ルールについての手順書を作成し、当研究所のすべての所員対象に説明会を実施するとともに、ホームページへの公開や相談窓口の設置により、使用ルールの周知徹底を図る。 ・研究所は所員全員が遵守すべき「研究倫理規程」「コンプライアンス規程」等を定め、コンプライアンス教育、説明会等により、その周知徹底を図るとともに、不正根絶に向けた啓発活動を実施する。
3. 研究費の適正な運営・	<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行状況が適切に把握されていないため、適切な執行が行 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画に基づき、計画的な予算執行の有無を事務局担当者が適

<p>管理 [予算、発注、検収]</p>	<p>えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究員が発注して事務局担当者が関与していない。 ・研究員が検収作業を実施しているなど、納品検収が適切に行われていない。 ・一部の業者に発注が集中するなど、研究員と取引業者が必要以上に密接な関係を持った状態となっている。 	<p>宜確認するとともに、必要に応じて改善を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注は原則、事務局担当者が実施する。またやむを得ず、研究員自身による発注を認める場合であっても、可能な範囲をルールで定め明確化する。 ・原則、事務局担当者がすべての検収を実施して、納品事実の確認を徹底する。 ・一定以上の取引業者に不正な取引をしない旨の誓約書の提出を求め、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の必要な措置を講じる。
<p>4. 情報伝達の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不正使用を発見した者が不利益を恐れて通報・告発を躊躇する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益情報、研究活動の不正行為等にかかわる通報・告発に際して、通報者が不利益を受けないことを規程において明確に定めるとともに、説明会等を通じてこのことの周知徹底を図る。 ・公益情報、研究活動の不正行為等にかかわる通報先について、説明会等やホームページ上での公開等により、その周知徹底を図る。
<p>5. モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・期間の経過に伴い、策定された不正防止計画が陳腐化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に不正の発生要因を分析するとともに、必要があれば管理・監査体制や不正防止計画の見直しを実施する。